

簡易マザーズホームの外来指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市簡易マザーズホーム以外の福祉施設等を利用している肢体不自由児等とその保護者のために、通園による機能訓練等を行い、その育成を助長することを目的とする。

(事業内容)

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援の実施に支障のない範囲で、肢体不自由児の運動機能等の発達を促すため、その児童と保護者を伴に通園させることにより、日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等（以下「外来指導」という。）を行う。

(実施施設)

第3条 外来指導の実施機関は、次のとおりとする。

名 称	位 置
船橋市東簡易マザーズホーム	船橋市薬円台5丁目31番1号 (船橋市社会福祉会館内)
船橋市西簡易マザーズホーム	船橋市海神町2丁目264番地5

(利用の要件)

第4条 外来指導を利用できる者は、市内に住居を有する原則就学前の肢体不自由児で、簡易マザーズホームの外来指導を利用することにより児童の育成を図れると認められる児童とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りではない。

(外来指導の利用手続)

第5条 外来指導を利用しようとする者は、船橋市簡易マザーズホーム外来指導利用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を船橋市簡易マザーズホーム外来指導可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

(利用の制限)

第6条 市長は、利用の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、通園を制

限り、又は禁止することができる。

(1) 感染性の病気にかかっていると認められるとき。

(2) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

(届出の義務)

第7条 利用者は、次の各号の一に該当するときは、その旨を船橋市簡易マザーズホーム外来指導利用中止・終了届出書（様式第3号）により直ちに市長に届けなければならない。

(1) 利用を中止又は終了しようとするとき。

(2) 疾病その他の事故が生じたとき。

(損傷の届出及び賠償)

第8条 利用者は、建物又は附属設備を損傷したときは、直ちに市長に届けなければならない。

2 市長は、前項の届出により建物又は附属設備に損傷が認められるときは、現品又は相当の代価を利用者に請求するものとする。

3 利用者は、賠償の請求を受けたときは、請求を受けた日から7日以内に賠償を行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

様式第 1 号

船橋市簡易マザーズホーム外来指導利用申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所

氏名

電話

簡易マザーズホームの外来指導を利用したいので、次のとおり申請します。

児童氏名

生年月日

保護者名

住 所

様式第2号

船橋市簡易マザーズホーム外来指導可否決定通知書

船 療 第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった簡易マザーズホームの外来指導について、次のとおり決定したので通知します。

1 外来指導利用を許可する。

(通園期間) 平成 年 月 日から 年 月 日まで

2 外来指導利用を許可しない。

(理由)

様式第3号

船橋市簡易マザーズホーム外来指導利用中止・終了届出書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所

氏名

電話

簡易マザーズホームに通園を中止・終了したいので、次のとおり届出します。

1 通園を中止・終了します。

(理由)